

令和 8 年度

契 約 番 号	第73－21－00197号		
件 名	白川第2浄水棟消石灰注入機修繕		
入札(見積)年月日	令和 8年 7月 22日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,553,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	A0000004229 新栄クリエイト(株)		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第2浄水棟消石灰注入機修繕
- 2 業者名 新栄クリエイト株式会社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、河川原水のpH・アルカリ度調整のために消石灰スラリーを注入する機器である。
本修繕は、機器の構成部品を交換、加工し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、対象機器の構造や特徴、設計時のデータなど製造元のみが保有する機器独自の情報と、専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、製造元である株式会社磯村から当該機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 8 年度

契 約 番 号	第72－21－00163号		
件 名	発寒川取水場No.1・4 導水ポンプ整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 8年 7月 22日		午前10時 00分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	23,760,000 円	主 管 課	72 藻岩浄水場
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000013930 (株) 西島製作所 札幌支店		

入 札 (見 積) 経 過 (単位: 円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 西島製作所 札幌支店		21,600,000					決定
(備 考)							


a 0 8 7 2 2 1 0 0 1 6 3 a

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件 名 | 発寒川取水場No.1・4導水ポンプ整備修繕 |
| 2 | 業 者 名 | 株式会社 西島製作所 札幌支店 |
| 3 | 特定理由 | <p>本修繕の対象となる設備は、発寒川取水場から原水を浄水場へ送るための重要な設備であり、浄水場の運営をする上で必要不可欠なものである。</p> <p>本設備の製作図やクリアランス等の許容範囲はメーカー独自のものです、他社には開示していないことから、製作業者以外では不可能である。</p> <p>以上の理由により、製作業者である上記業者を特定することとしたい。</p> |
| 4 | 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。 |

令和 8 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業者名 月島JFEアクアソリューション株式会社 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象設備は浄水処理工程で発生するスラッジを加圧脱水処理する設備である。修繕内容は脱水機本体及び付帯設備の分解整備・機器の構成部品の交換、動作状況の確認など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。
当該設備は白川浄水場専用に設計・製作したもので、機器の構造及び設備のシステム構成などの設計データを基に、部品の調達・組立、試運転調整などの作業をおこなわなければ機器の機能回復は確保できない。
上記業者は、当該設備の設計・製作を実施した業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。
以上により、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改正について（令和6年3月22日 総務課長）」に定められる。